

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 10 月 2 日（金）第 759 号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- | | | |
|-----------------------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定予定の通知 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○肥料の登録の有効期間の更新 | （経営技術課取扱い） | 1 |
| ○令和 8 年度地籍調査事業計画の変更 | （農地保全課取扱い） | 2 |
| ○都市再生特別措置法に基づく都市計画道路事業の認可（2 件） | （都市計画課取扱い） | 2 |
| 公 告 | | |
| ○落札者等の公告 | （広報課取扱い） | 3 |
| ○鹿児島県労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者の推薦を求める公告 | （雇用労政課取扱い） | 3 |
| ○開発行為に関する工事の完了公告 | （建築課取扱い） | 7 |

告

示

鹿児島県告示第555号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 10 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於市財部町南俣字高篠8237番、8238番1、8240番1、8241番1、8241番3、8242番3、8242番11、8242番13、8242番14、8250番1、8251番1、8251番3
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第556号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 8 年 10 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住 所
鹿児島県肥第 1311 号	令和 14 年 10 月 20 日	肉骨粉	牛肉骨粉（1 号）	窒素全量 8.0 りん酸全量 12.0	その他の制限事項は 公定規格のとおり	有限会社 鹿児島油脂工業	日置市伊集院町寺脇 87 番地

鹿児島県告示第 557 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により定めた令和 8 年度地籍調査事業計画（令和 8 年 5 月 26 日鹿児島県告示第 343 号をもって公示）の一部を令和 8 年 9 月 18 日付けで次のとおり変更した。

令和 8 年 10 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	変更の内容		
			変更事項	変更前	変更後
伊仙町	伊仙町大字面縄、大字糸木名、大字検福、大字阿三及び大字伊仙の各一部	令和 8 年 4 月 7 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	調査地域	伊仙町大字面縄、大字糸木名、大字検福及び大字伊仙の各一部	伊仙町大字面縄、大字糸木名、大字検福、大字阿三及び大字伊仙の各一部

鹿児島県告示第 558 号

都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 109 条の 3 の規定により、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定による都市計画事業の認可があったものとみなされたので、次のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
鹿屋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 鹿屋都市計画道路事業
(2) 名称 3・4・2 号昭栄札元線
- 3 事業施行期間
令和 8 年 9 月 14 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
鹿屋市寿五丁目地内

鹿児島県告示第 559 号

都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 109 条の 3 の規定により、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定による都市計画事業の認可があったものとみなされたので、次のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
鹿屋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 鹿屋都市計画道路事業

- (2) 名称 3・4・2 号昭栄札元線
- 3 事業施行期間
令和 8 年 9 月 14 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
鹿屋市曾田町及び寿五丁目地内

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 8 年 10 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県ホームページ作成支援システムの賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部広報課報道企画係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 8 年 7 月 24 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
M I C・グローバルデザイン共同企業体
鹿児島市東開町 4-104
- 5 随意契約に係る契約金額
60,211,800 円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号該当

鹿児島県労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者の推薦を求める公告

第 50 期鹿児島県労働委員会の労働者委員が欠けることに伴い、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 19 条の 12 第 3 項の規定により、第 50 期鹿児島県労働委員会の労働者委員を任命するので、労働組合法施行令（昭和 24 年政令第 231 号）第 21 条第 1 項の規定により、労働組合に対して次により労働者委員の補欠委員候補者の推薦を求める。

令和 8 年 10 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 推薦資格を有する労働組合
鹿児島県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の鹿児島県労働委員会の決定を受けている労働組合であること。
- 2 被推薦者の資格
労働組合法第 19 条の 12 第 6 項において準用する同法第 19 条の 4 第 1 項に規定する欠格条項に該当しない者であること。
- 3 第 50 期鹿児島県労働委員会の労働者委員の補欠委員の任期
任命の日から令和 10 年 6 月 30 日まで
- 4 推薦に基づき任命する労働者委員の補欠委員の人数
1 人
- 5 推薦手続
労働者委員の補欠委員候補者を推薦しようとするときは、次の書類を鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）に提出すること。
(1) 労働者委員補欠委員候補者推薦書（別記第 1 号様式）

(2) 履歴書（別記第 2 号様式）

(3) 労働組合法施行令第 21 条第 3 項に規定する都道府県労働委員会の証明書（鹿児島県労働委員会の証明書発行には 10 日間程度の期間を要する。）

6 推薦書類の受付期間

令和 8 年 10 月 2 日（金）から同月 29 日（木）まで（県の休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、令和 8 年 10 月 29 日の消印のあるものまで受け付ける。

別記

第1号様式

労働者委員補欠委員候補者推薦書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所 在 地
労働組合名
代表者氏名

第50期鹿児島県労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年 齢	所 属 労 働 組 合 名 及びその者の地位	所 属 職 場 及 び その者の地位	略 歴

第2号様式

履 歴 書

ふりがな			昭・平
氏 名			生年月日 年 月 日 (歳)
現 住 所			郵便番号
			電話番号
学 歴	年	月	
職 歴			
団体（組合） 役 員 歴			
賞 罰			

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 8 年 10 月 2 日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（ 2 工区）

伊佐市大口上町 20 番 1、20 番 6、20 番 7、20 番 11、21 番及び 82 番並びに大口里字星原 2844 番 1、2845 番 2、2857 番 1、2868 番 1、2844 番 1 地先里道の一部及び 2845 番 2 地先水路の一部

2 公共施設の種類、位置及び区域

公園 伊佐市大口上町 21 番の一部及び 82 番の一部

水路 伊佐市大口里字星原 2844 番 1 の一部、2845 番 2 の一部、2857 番 1 の一部、2868 番 1 の一部、2844 番 1 地先里道の一部及び 2845 番 2 地先水路の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

伊佐市大口里 1888 番地

伊佐市長 橋本 欣也